＜参考資料＞

熊谷スマートシティ推進協議会規約（案）新旧対照表

（下線部分は修正部分）

修　正　案	現　行
（事業） 第３条　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　事業の実装に関する住民参画の促進に関すること ⑷　（略） （組織） 第４条　協議会は、第２条に掲げる目的に賛同し、活動を推進する企業、大学、団体、地方公共団体等(以下「会員」という。）により組織する。 ２　会員は、代表者又は代表者の推薦を受けた者（以下「委員」という。）を定めることとする。 ３　協議会において新たな会員を入会させる場合は、総会において決するものとする。 ４　(略) （経費） 第１３条　協議会の事業を行うための必要な経費に充てるため、総会において決するところにより、会費を徴収することができる。 （機密保持） 第１４条　会員は、協議会の活動において別の会員から秘密の旨指定を受けて開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、協議会の活動期間中及び退会後５年の間、協議会の活動以外の目的に使用せず、かつ、開示を行った会員（以下「開示者」という。）の事前の承諾なく会員以外の第三者に開示又は漏洩等してはならない。 ２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当することを、開示を受けた会員（以下「被開示者」という。）が証明し得る場合は適用されない。 ⑴　知得する以前に既に公知となって	（事業） 第３条　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　（略） （組織） 第４条　協議会は、第２条に掲げる目的に賛同し、活動を推進する企業、大学、団体、地方公共団体等(以下「会員」という。）により組織する。会員は代表者又は代表者の推薦を受けた者（以下「委員」という。）を定めることができる。 ２　会長は、必要に応じ、総会において決するところにより、新たな会員を入会させることができる。 ３　(略) （経費） 第１３条　協議会の事業を行うための必要な経費に充てるため、会費を徴収することができる。 （機密保持） 第１４条　会員は、協議会において知り得た活動内容又は他の会員に関する一切の情報を協議会の退会後を含め、無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

修　正　案	現　行
いる場合 ⑵　知得する以前に自ら取得した場合 ⑶　第三者から守秘義務を負わずに入手した場合 ⑷　知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合 ⑸　開示者の秘密情報によらずに独自に開発した場合 ３　被開示者は、秘密情報の管理に関し必要な措置を講じるものとし、次の場合においては、秘密情報として開示者の指定を受けた資料を、遅滞なく開示者に返還し、又は廃棄するものとする。 ⑴　協議会を退会したとき ⑵　当該資料が不要となったとき ⑶　その他開示者からの求めがなされたとき ４　第１項の規定にかかわらず、被開示者は、親子兄弟会社、グループ会社その他組織の構成上被開示者と不可分な関係を有する者（以下「親子兄弟会社等」という。）に対して、協議会の活動のために合理的に必要な範囲に限り、開示者の事前の承諾なく秘密情報を開示することができる。この場合、当該親子兄弟会社等は、本条に定める被開示者の義務と同等の義務を、被開示者と連座し負うものとする。	
（雑則） 第１６条　この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、別に定める。	（雑則） 第１６条　この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。